

## 令和8年度事業計画

### I 活動基本方針

当法人会は、公益法人制度改革により平成24年（2012年）4月に公益社団法人として再出発してから、令和8年度は15年目となる。新しいルールの下での組織運営・事業活動は定着してきていたが、自律的な経営判断の尊重及び透明性・信頼性が高い仕組みへの見直しを目的に令和7年4月に新たに制度が改正されたところである。当法人会としてもこの制度改正に則して対応を進めていく必要がある。

そのうえで、令和8年度は、これまでの歴史と実績を踏まえたうえで、「法人会の理念」である「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として積極的に各種事業活動に取り組んでいくことを基本方針とする。

また、こうした活動を一層充実したものとするためにも組織・財政基盤の確保、充実が必要となることから、引き続き基盤強化のための活動を展開していくとともに、会員相互の交流を一層深め協力体制の確立を図りつつ、公益増進のために以下に掲げる諸施策に取り組む方針である。

### II 公益関係

#### 1 税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業

##### (1) 税制改正への提言

地域経済と雇用を担う中小企業が活性化しなければ日本経済の真の再生・発展はなく、そのための税制の整備や事業承継税制の拡充は重要かつ喫緊の課題である。

また、財政再建と持続可能な社会保障制度を構築するため、社会保障と税の一体改革にも本腰を入れた取組みが求められている。

これらを踏まえ、税のオピニオンリーダーとして、会員の意見・要望をもとに、税制改正要望をとりまとめ、関係者・関係機関に対しわが国の将来を展望した建設的な提言を行う。

##### (2) 税の啓発活動・租税教育事業

- ① 次世代を担う児童・生徒に税の仕組みや必要性等の理解を深めてもらうため、租税教育の充実に努める。青年部会による十日町税務署管内の小中学校を対象とする租税教室及び女性部会による小学生を対象とする「税に関する絵はがきコンクール」を積極的に推進する。併せて、これらに資するため租税教育資材等を全法連等と連携して配布する。
- ② 全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催し、全国法人会総連合等が後援する中学生の税についての作文事業については、十日町市租税教育推進協議会並びに津南町租税教育推進協議会の会員として協力し、税知識の普及啓発活動に取り組む。
- ③ 申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」の推進と、消費税のインボイス制度等について円滑な定着に向けた取組みに努める。

##### (3) 研修活動の充実

会員・市民に対する税知識の一層の普及啓発のため、税制に関する研修会等の研修活動の充実に努める。

また、社内研修や経営者の自己研鑽等の研修活動に資するため、一流の講師陣による「インターネットセミナー」を無料で提供する。

#### **(4) 税に関する広報の充実**

会員に限らず広く一般企業・市民に対し、税の啓発や「e-Tax」、「キャッシュレス納付」等の普及に資するため、訴求効果に配慮しながらホームページや法人会だよりなど各種媒体を利用した税に関する広報事業を実施する。

また、税務署や税務関係団体連絡協議会と連携し、市民から税に関心を持ってもらうための事業に取り組む。

#### **(5) 企業の税務コンプライアンスの向上**

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスク軽減のために重要であることから、国税当局等と協力し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組む。

#### **(6) 添付書類も含めた e-Tax の普及・定着及びキャッシュレス納付の利用拡大等の電子化に向けた取り組み**

納税者の利便性向上、税務行政の効率化を推進するため、会員に対し、添付書類も含めた e-Tax の普及・定着及びキャッシュレス納付の利用拡大等の電子化の取り組みについて周知等に努める。

## **2 地域の経済社会環境の整備・改善等を図ることを目的とする事業**

### **(1) 講演会・セミナー事業**

地域社会の活性化等を目的に、会員・市民を対象に政治経済情報や健康情報等をテーマとする講演会を開催する。

### **(2) 社会貢献活動への取り組み**

広く地域社会に貢献するための活動として、福祉施設への未使用タオルの寄贈や各地域に花の苗等を配布する花いっぱい運動等に取り組む。

### **(3) 情報誌の発行**

当法人会の広報誌「法人会だより」を発行するとともに、全法連情報誌「ほうじん」、県連情報誌等を配布し、会員・市民等を対象に税の分野をはじめとして、経済、経営、健康等の幅広い分野に亘って最新の情報を提供する。

## **III 共益関係**

### **1 組織・活動の充実及び親睦・交流等を目的とする事業**

#### **(1) 組織の強化・充実**

法人会活動の充実・発展のためには、組織基盤の強化が極めて重要であることから、「会員増強強化期間」を設定し、理事、組織委員などの役員が率先して新規加入の推進を行う。また、令和7年度に引き続き、会員等が新規入会の実績をあげた場合に1件につき2,000円の報奨金を支給するほか、加入増強に顕著な功績をあげた会員等に感謝状等を贈呈するなど、会員増強に取り組む。その他、会員増強のために必要な啓発活動等の施策について、全法連、県連と情報交換を図り、効果的な対応策を検討、展開する。

## **(2) 会員の親睦・交流等に関する事業**

会員支援のために、異業種交流の一環及び会員間の情報交換や相互の親睦事業として、バスハイキング及び親睦ゴルフ大会を実施する。

また、法人会活動に顕著な功績のある者を対象に法人会会長表彰を、納税の良好な会員事業所に勤務する経理業務に功労が顕著な者を対象に優良経理担当職員表彰を行う。

## **(3) 健康経営に関する事業**

令和7年度に全法連では、青年部会で取組んでいる財政健全化のための健康経営プロジェクトを法人会全体への取組みへと発展させていくこととしたところである。当法人会としても全法連、県連の動向に対応し、必要な措置を講ずる。

## **(4) 青年部会・女性部会の活動**

- ① 青年部会の活動の大きな柱である「租税教育活動」、「財政健全化のための健康経営プロジェクト事業」及び「部会員増強運動」について、引き続き積極的な展開を図る。また、法人会アンケート調査システムの普及・活用に努める。
- ② 女性部会活動の大きな柱である「税に関する絵はがきコンクール」及び、福祉施設への未使用タオルの寄贈等の「社会貢献活動」を積極的に取組む。また、「食品ロス」削減への取組みについて検討を行う。

## **2 福利厚生の上昇に資することを目的とする事業**

会員の福利厚生に資するため、また法人会の財政基盤の安定化を図るため、協力保険会社と連携し、福利厚生制度収入確保のための活動に注力する。

## **3 その他、当会の目的を達成するために必要な事業**

税の調査研究及び社会への提言事業に資するため全国大会や税制セミナーへの参加、及び青年部会・女性部会の充実に資するため全国青年の集いや局連青年部会合同セミナー、全国女性フォーラム等に参加する。また、県内単位会と積極的な交流を図るため、青年部会合同セミナー、女性部会合同セミナー等に参加する。

## **IV 管理関係**

公益社団法人としての組織運営体制を確立するため、法律で定められた運営方法の通り諸会議を開催し、組織としての体制整備を行う。特に、公益法人法の改正を踏まえ、提出書類の記載方法の変更や新会計基準への移行等の必要な対応を進める。

また、法人会事務局としてのコンプライアンスの意識、ガバナンス強化、職員の資質向上を目的として、全法連・局連・県連主催の事務局職員研修会・セミナーに積極的に参加し、事務局の基盤強化を図る。

理事会がその役割や機能を果たすため、開催頻度や審議時間、付議事項を適切なものとする。また、監事への情報提供の支援等の取組みを行う。

次期役員改選にあたっては、個々の理事のキャリアや在任期間等を考慮する。

### **【新規会員の加入について】**

会員事業所の役職員が法人会への新規加入の実績をあげた場合に、1件につき2,000円の報奨金を差し上げます。詳しくは法人会事務局にお問合せください。